

【記載例2】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、令和6年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和6年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

1 「分離長期譲渡所得」の金額

- ・ 「収入金額」 5,000,000円
- ・ 「所得金額」 1,500,000円

2 「不動産所得」の金額

- ・ 「収入金額」 17,000,000円

3 「給与所得」の金額

- ・ 「収入金額」 8,000,000円

4 給与所得に係る「源泉徴収税額」

219,000円（年末調整済）

5 「繰越損失額」

△6,450,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。

この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って売買契約書等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

所得区分	種類	青色申告	源泉徴収	繰越損失	特例	結果	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業等	ア							
	業	イ							
	不動産	ウ		17000000					
	配当	エ							
	給与	オ		8000000					
	公的年金等	カ							
	雑業務	キ							
	その他	ク							
	総合譲渡	ケ							
	一時	コ							
所得金額等	事業等	①							
	業	②							
	不動産	③		10000000					
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥		6100000					
	公的年金等	⑦							
	雑業務	⑧							
	その他	⑨							
	⑦から⑨までの計	⑩							
所得から差し引かれる金額	総合譲渡・一時	⑪							
	⑪から⑬までの計	⑫		11150000					
	社会保険料控除	⑬							
	小規模企業共済等掛金控除	⑭							
	生命保険料控除	⑮							
	地震保険料控除	⑯							
	寡婦・ひとり親控除	⑰			0000				
	勤労学生・障害者控除	⑱			0000				
	配偶者・特別控除	⑲			0000				
	扶養控除	⑳			0000				
所得金額	基礎控除	㉑			0000				
	⑬から㉑までの計	㉒		2590000					
	雑損控除	㉓							
	医療費控除	㉔							
	寄附金控除	㉕							
	合	㉖		2590000					
	繰越損失額	㉗							
	繰越損失額	㉘							
	繰越損失額	㉙							
	繰越損失額	㉚							
税の計算	課税される所得金額	㉛							
	上の㉛に対する税額	㉜		1332800					
	配当控除	㉝							
	政党等寄附金等特別控除	㉞							
	住宅耐震改修特別控除等	㉟							
	所得税額	㊱		1332800					
	災害減免額	㊲							
	再差引所得税額	㊳		1332800					
	令和6年分特別税率	㊴		60000					
	令和6年分特別税率	㊵		1272800					
復興特別税率	㊶		26728						
所得税及び復興特別税率の額	㊷		1299528						
外国税額控除等	㊸								
源泉徴収税額	㊹		219000						
申告納税額	㊺		1080500						
予定納税額	㊻								
第3期分の税額	㊼		1080500						
修正前の第3期分の税額	㊽								
第3期分の税額の増加額	㊾		00						
公的年金等以外の合計所得金額	㊿								
配偶者の合計所得金額	㊿								
専従者給与（控除）額の合計額	㊿								
青色申告特別控除額	㊿								
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊿								
未納付の源泉徴収税額	㊿								
本年分差引繰越損失額	㊿		6450000						

令和6年分特別税率控除（定額減税）の適用がある場合は、「令和6年分特別税率控除」欄の記入漏れのないようご注意ください。

⑬欄から㉒欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から㉒欄までの記載を省略することができます。

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の所得金額等「㉒合計」欄は、まず、「措法41の5の2による繰越損失額」（△6,450,000円）を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」（1,500,000円）から差し引き、次に、その引き切れない金額（△4,950,000円）を、①欄から⑥欄、⑩欄及び⑪欄の合計額（16,100,000円）から差し引いた残額（11,150,000円）を記載します。

《第三表》

[illegible]

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5の2による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法 41 の 5 の 2 による繰越損失額を差し引く前の金額(1, 500, 000 円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0 円)を記載します。